

国民健康保険に加入の 皆さんへ



健康まるくん

平成22年中の収入の申告をお願いします

国民健康保険税額の算定には、納税義務者である世帯主やその世帯に属する国民健康保険の加入者全員の確定申告または住民税申告が必要です。そのため、学生や家族の扶養に入っている人、および収入の全くない人も、申告が毎年必要になります（ただし、給与のみの収入で勤務先から町に給与支払報告書が提出されている人や15歳以下の人は、申告の必要がありません）。

また申告の無い場合は、国民健康保険税額の軽減措置や高額療養費の保険給付などが受けられませんので、必ず申告をしてください。申告の方法については、この広報の5ページを参照してください。

税額の軽減措置について

一定基準額以下の収入の世帯については、納税の負担を減らすために国民健康保険税額の軽減措置を行っています。軽減に該当するか否かにつ

いては、世帯ごとに入居者および世帯主の合計所得額を算定基礎として判定しますので、申請は不要です。

納付額確認書について

国民健康保険税の納付額は、所得税・住民税ともに社会保険料控除の対象になります。納付済額についての『納付額確認書』はお送りしませんので、申告の際には、お手数でもご自身で領収証の領収日と金額を確認のうえ、申告してください。

なお、納付額の確認については、お電話でのお問合せに應じるほか、来庁いただければ確認書を発行しています。

所得税の確定申告、 住民税申告について

期間	2月16日（水） ～3月15日（火）
時間	午前9時～11時 午後1時～4時
場所	役場2階会議室

国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）についてご理解ください

後期高齢者医療制度の施行にとまない、これまでの普通徴収（納付書納付および口座振替による納付）に加え、特別徴収（年金からの天引きによる納付）が平成20年度から始まりまし

た。要件は左記のとおりで、**全ての要件を満たす世帯主が、特別徴収の対象となります。**

●特別徴収の要件●

- ・世帯主本人が国民健康保険加入者。
- ・加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯。
- ・世帯主が公的年金を年額18万円以上受給している。
- ・世帯主の介護保険料が年金から特別徴収されている。
- ・介護保険料と国民健康保険税の合計額が、世帯主の年金受給額の2分の1を超えていない。

平成23年度に新たに特別徴収の対象になる人には、3月下旬ごろに予定額を通知します。すでに年金から特別徴収されている人は、基本的には2月の特別徴収額と同額を、4月・6月・8月の年金から

仮徴収税額として徴収します。平成23年度の年税額については、年度当初（6月）の納税通知書で通知します。

仮徴収と本徴収

国民健康保険税は、昨年中の収入を基に算定しています。このため正しい年税額は、所得確定後の6月に通知します。その税額を年金保険者に通知するに、さらに2か月以上を要することになります。

このため、平成23年度から特別徴収が開始になる人については、昨年度の国民健康保険税額を6等分した額を便宜上「仮徴収」として4月・6月・8月の年金から特別徴収し、確定した年税額から仮徴収額を差し引いた残りの額を3等分した額を「本徴収」として、10月・12月・2月の年金から特別徴収します。

納付方法が変更できます

特別徴収対象者でも、「国民健康保険税納付方法変更申出書」の提出によって、口座振替での納付に変更すること

が可能で、希望される人は、税務課窓口で手続きしてください。

特別徴収と普通徴収のいずれの方法で納付しても、税額に変更はありません。ただし、所得税および住民税の面では、世帯主以外の口座を指定した場合、口座所有者が社会保険料控除の適用を受けられるため、税額に影響がある可能性があります。

なお、年金保険者に通知するなど所定の手続きを経る必要がありますので、申請受付後に、年金からの特別徴収を実際に停止するまで3か月程度を要します。

必要な物 印鑑、預金通帳などの口座のわかる物、預金

口座の届出印

※以前に国民健康保険税について、口座振替申込み依頼の手続きを済ませている人は、印鑑だけお持ちください。

問合せ 申告について／役場

税務課 町民税課 税係 ☎ 内線 195・196、納付額について／役場 税務課 納税係 ☎ 内線 193・194